

当会と長崎県は 「災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定」を締結致しました！

2015年6月16日、当会と長崎県は「災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定」を締結致しました。全国では28番目の協定締結となります（郵送にて協定書を取り交わすことにより協定締結）。

長崎県は台風の上陸数が多く、浸水等による家屋被害がたびたび発生し、10万棟以上の被害をもたらした台風も発生しています。また過去には雲仙岳の噴火による被害もあり、その後も火山活動が続いています。

このように、過去に大きな災害がありました。このたびの協定締結により、災害時に応急仮設住宅としての民間賃貸住宅を迅速に供給できる体制が整いました。当会は引き続き、災害時における被災者支援活動の強化に全力で取り組んで参ります。

災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定

長崎県（以下「甲」という。）と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）は災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において住宅の確保を要する被災者の住宅として利用する民間賃貸住宅の情報提供等に関し、甲が乙に協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第4条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲と乙の協議のうえ定めるものとする。

（雑則）

第5条 この協定は、平成27年6月16日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年6月16日

甲 長崎県知事

中村 法道



乙 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
会長

川口 雄一郎

